

滋賀県ひとり親家庭等生活向上事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 児童およびその家庭の福祉の向上を図るため、市町が行う子どもの生活・学習支援事業およびひとり親家庭ふれあい交流促進事業（以下「ひとり親家庭等生活向上事業」という。）に要する経費に対し、知事は予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、「子どもの生活・学習支援事業の実施について」（平成28年4月1日付滋子青第718号本職通知）および「ひとり親家庭ふれあい交流促進事業の実施について」（平成16年4月1日付滋児第1015号本職通知）により、市町が実施する事業とする。

なお、市町はこの全部または一部を母子・父子福祉団体、NPO等に委託することができる。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の（1）および（2）により算出されるものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（1）別表の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（2）（1）により選定された額に別表の第3欄に定める率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

（2）事業を中止し、または廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

（3）この補助金と当該事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続き)

第5条 この補助金の交付の申請は、別記様式1による申請書を、知事が別に定める期日までに提出して行うものとする。

(変更申請手続き)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加申請等を行う場合には、第5条に定める申請手続きにしたがい、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第7条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1ヶ月以内または翌年度4月末日のいずれか早い日までに別記様式4による報告書を知事に提出して行うものとする。

(標準事務処理期間)

第8条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第9条 特別の事情により第3条、第5条、第6条および第8条に定める方法によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附 則 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、平成24年2月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年6月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、令和元年6月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表

第1欄	第2欄	第3欄
基準額	対象経費	補助率
1 子どもの生活・学習支援事業 1市町当たり 2,614,000円	子どもの生活・学習支援事業およびひとり親家庭ふれあい交流促進事業に必要な報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、燃料費）、役務費（保険料、通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料	3 / 4
2 ひとり親家庭ふれあい交流促進事業 1市町当たり 501,000円		